



年金



年金時効特例法について

1. 法律の概要

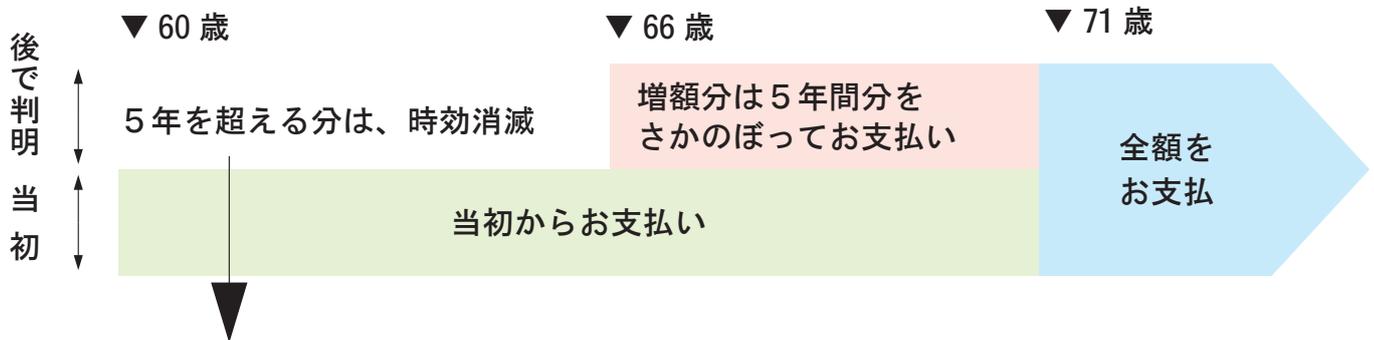
「厚生年金保険法の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」（年金時効特例法）の概要について

今までの取扱い

- 年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

〔具体例〕

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



今後の取扱い

- 「年金時効特例法」の成立により、時効消滅により受け取ることが出来なかった分も全期間さかのぼってお支払いします。

2. 対象となる方

● 既に年金記録が訂正されている方

- (1) 年金記録の訂正により年金が増えたが、従来、過去の増額分は時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていた方
⇒ [老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます]
- (2) 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなったが、従来、過去の分は時効消滅により直近の5年分の年金に限ってお支払いしていた方
⇒ [老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます]
- (3) (1)や(2)に該当する方が亡くなっている場合には、そのご遺族の方
⇒ [未支給年金の時効消滅分が支払われます]

※ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、その方と生計を同じくされていた方に限り、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順となります。

● 今後年金記録が訂正される方

- (4) 今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば、上記(1)~(3)と同じように、過去の分は直近5年間分の年金に限ってお支払いすることとなる方
⇒ [増額された老齢・障害・遺族年金や未支給年金が支払われます]